

1

介護支援分野

高齢化の現状

□□□

「高齢化の現状を理解しよう！」

適切なものを3つ選べ。

- 1 老老介護を「ダブルケア」と称して社会問題となっている。
- 2 居宅介護支援の特定事業所加算の要件の一つに「ヤングケアラーの支援に関する研修などに参加すること」がある。
- 3 超高齢社会の定義は高齢化率21%となっている。
- 4 第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は19.0%である。
- 5 要介護状態区分別でみると、認定者数が最も多いのは要介護3である。

1	介護支援分野	高齢化の現状	2,3,4
---	--------	--------	-------

1 ×

ダブルケアとは、育児と介護を同時に担う状態である。

2 ○

特定事業所加算要件の一つになっている。

3 ○

超高齢社会の定義は高齢化率 21% となっている (WHO (世界保健機関) と国連の定義より)。

4 ○

要介護認定者の割合は 19.0% である (厚生労働省「令和 4 年度介護保険事業状況報告 (年報)」より、第 1 号被保険者数 3585 万人、認定者数 681 万人、占める割合は 19.0%)。

5 ×

認定者が最も多いのは要介護 1 である (「令和 4 年度介護保険事業状況報告 (年報)」より、要介護 1 ~ 5 まで、それぞれ 145 万、116 万、92 万、89 万、59 万人)。



POINT

まとめ・試験にココが出るよ！

○ダブルケア、ヤングケアラーなどタイムリーな社会問題用語も理解しておこう

○高齢化の現状に関わる数字を確認しておこう

2

介護支援分野

重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業に関わるキーワードを理解しよう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 重層的支援体制整備事業とは、包括的な支援体制を市町村が実施しなければならないとされている。
- 2 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画する社会である。
- 3 同事業では相談支援と参加支援という2つの支援が柱となっている。
- 4 参加支援では、自ら社会参加に意欲のある者が対象となっている。
- 5 地域共生社会では地域住民も主体的に動くことが重要である。

2

介護支援分野

重層的支援体制整備事業

2,5

1 ×

市町村が任意で実施する。

2 ○

多様性が尊重された社会である。

3 ×

相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援体制となっている。

4 ×

ひきこもり状態の人も対象である。

5 ○

地域共生社会では地域住民も主役である。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

○重層的支援体制整備事業とは……

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、2021年度に社会福祉法を根拠に創設された事業。高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった課題を項目なく、重層的に支援する必要があるという理念に基づき誕生した事業なんだ

・市町村が主体ではあるけど、「任意」であることに要注意

・3つの支援体制を確認しておこう

3

介護支援分野

社会保険・医療保険者の事務

□□□

「社会保険とは、医療保険者の事務とは何かを理解しよう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 保険事故とは、保険給付が発生する状態であり、介護保険であれば要介護状態になったことを指す。
- 2 介護保険は長期保険である。
- 3 医療保険者は第1号被保険者の保険料の普通徴収を行う。
- 4 医療保険者が徴収した介護保険料相当分は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付される。
- 5 都道府県に対し、介護給付費交付金を交付する。

3

介護支援分野

社会保険・医療保険者の事務

1,4

1 ○

保険事故とは保険給付が発生する状態を指す。

2 ×

介護保険は短期保険である。

3 ×

保険者（市町村）が普通徴収を行うこととなっている。

4 ○

各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付される。

5 ×

社会保険診療報酬支払基金が、市町村に対し介護給付費交付金を交付する。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

○社会保険

- ・保険事故とは何か？介護、年金、医療、それぞれの社会保険に当てはめて考えておこう
- ・支払った保険料と受け取る保険給付が比例するのが長期保険（年金など）、支払った保険料と受け取る保険給付が比例しないのが短期保険（介護など）。違いを確認しておこう

○医療保険者の役割

- ・第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の支払の仕組みを理解することにもつながるから、しっかりおさえておこう！

4

介護支援分野

都道府県の責務

□□□

「都道府県の責務とは何か？理解しておこう！」
適切なものを3つ選べ。

- 1 要介護認定審査会の設置場所となっている。
- 2 居宅サービス事業者に対する指定監督者である。
- 3 介護支援専門員に関する事務を担っている。
- 4 介護サービス情報公表に関する事務を担っている。
- 5 要介護認定基準を定めている。

4

介護支援分野

都道府県の責務

2,3,4

1

要介護認定審査会は市町村に設置されている。

2

居宅サービス事業者に対する指定監督者である。

3

介護支援専門員は都道府県の認定試験である。

4

介護サービス情報公表に関する事務を担っている。

5

要介護認定基準を定めているのは国である。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

都道府県の責務として主に市町村に対する「広域的支援」があり、いわば市町村を後方支援する役割ともいえる。都道府県が主語となっている責務を確認しておこう

5

介護支援分野

第1号被保険者

「第1号被保険者に関するルールは？理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 生活保護受給者は第1号被保険者とならない。
- 2 被保険者資格要件として医療保険加入が条件となる。
- 3 保険料は基本特別徴収で徴収される。
- 4 居住する市町村から転出した場合、その翌日に被保険者資格を喪失する。
- 5 被保険者資格取得のためには 65歳の誕生月に市町村への届出が必要である。

5

介護支援分野

第1号被保険者

3,4

1 ×

生活保護受給者も第1号被保険者扱いとなる。

2 ×

医療保険加入が条件となるのは、第2号被保険者である。

3 ○

基本特別徴収で徴収される。

4 ○

翌日に被保険者資格を喪失する。

5 ×

届出は不要である。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

第1号被保険者—保険料の支払方法、資格取得喪失の時期、第2号被保険者との違いを踏まえ、確認しておこう

6

介護支援分野

区分支給限度基準額

「区分支給限度基準額とは何か？理解しよう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 区分支給限度基準額内で福祉用具購入や住宅改修も管理されている。
- 2 施設サービスには支給限度基準額が設定されていない。
- 3 居宅介護支援には支給限度基準額が設定されている。
- 4 居宅療養管理指導は支給限度基準額が設定されている。
- 5 福祉用具貸与は支給限度基準額が設定されている。

6	介護支援分野	区分支給限度基準額	2,5
---	--------	-----------	-----

1 ×

福祉用具購入や住宅改修は別途基準額が設けられている。

2 ○

施設サービスには支給限度基準額が設定されていない。

3 ×

居宅介護支援には支給限度基準額が設定されていない。

4 ×

居宅療養管理指導は支給限度基準額が設定されていない。

5 ○

支給限度基準額が設定されている。



POINT

まとめ・試験にココが出るよ！

区分支給限度基準額とは？設定されているサービスとそうでないサービスとの違いを確認しておこう。また福祉用具購入費、住宅改修費の支給限度基準額に関わるルールも要チェックだ

7

介護支援分野

事業者の指定

「市町村、都道府県が指定する事業者とは？あらためて理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 認知症対応型通所介護は市町村が指定するサービスである。
- 2 通所介護は市町村が指定するサービスである。
- 3 介護老人福祉施設は都道府県が指定するサービスである。
- 4 居宅介護支援は都道府県が指定するサービスである。
- 5 訪問介護は市町村が指定するサービスである。

7

介護支援分野

事業者の指定

1,3

1 ○

認知症対応型通所介護は市町村が指定するサービスである。

2 ×

通所介護は都道府県が指定するサービスである。

3 ○

介護老人福祉施設は都道府県が指定するサービスである。

4 ×

居宅介護支援は市町村が指定するサービスである。

5 ×

訪問介護は都道府県が指定するサービスである。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

事業者の指定—市町村が指定するサービス、都道府県が指定するサービス、明確に判別できるよう理解しておこう

8

介護支援分野

利用者負担

「利用者負担の仕組みはどうなっているのか？理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 第1号被保険者、第2号被保険者とも1割～3割負担までの自己負担が設定されている。
- 2 有事災害など特別な理由がある場合、減免される場合がある。
- 3 区分支給限度基準額を超えてサービスを利用した場合は、全額自己負担となる。
- 4 介護保険施設入所者のオムツ代は、保険給付の対象とならない。
- 5 居宅介護サービス計画費についても、他サービス同様自己負担が設定されている。

8	介護支援分野	利用者負担	2,3
---	--------	-------	-----

1 ×

第2号被保険者については一律1割負担となっている。

2 ○

減免される場合がある。

3 ○

全額自己負担となる。

4 ×

介護保険施設入所者のオムツ代は、保険給付の対象となる。

5 ×

居宅介護サービス計画費については、自己負担が設定されていない。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

利用者負担—第1号被保険者と第2号被保険者の違い、利用者負担のあるサービス・ないサービスの違い、どんな場合に免除となるのか、保険給付の対象内外となる費用の区別をしっかりとつけておこう

9

介護支援分野

高額介護サービス費

□□□

「高額介護サービス費について理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 利用者の所得の額に応じて、負担上限額が設定されている。
- 2 利用者の負担上限額は、月単位で設定されている。
- 3 負担上限額は、市町村が設定する。
- 4 福祉用具購入費の利用者負担は、基準額に算定できる。
- 5 施設利用における居住費・食費の利用者負担は、基準額に算定できる。

9

介護支援分野

高額介護サービス費

1,2

1 ○

利用者の所得の額に応じて、負担上限額が設定されている。

2 ○

利用者の負担上限額は、月単位で設定されている。

3 ✗

負担上限額は、国が設定する。

4 ✗

福祉用具購入費の利用者負担は、基準額に算定できない。

5 ✗

施設利用における居住費・食費の利用者負担は、基準額に算定できない。



POINT

まとめ・試験にココが出来るよ！

高額介護サービス費—負担上限額の単位設定、基準額の対象となるサービス・費用は何か。要チェックだ

10

介護支援分野

介護保険事業計画

「市町村介護保険事業計画とは何か？理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 計画期間は3年を1期とする。
- 2 市町村老人福祉計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市町村地域福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 4 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数の見込みを定めなければならない。
- 5 各年度における地域支援事業の見込み量を定めるものとする。

10

介護支援分野

介護保険事業計画

1,5

1 ○

3年を1期とする。

2 ×

市町村老人福祉計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 ×

市町村地域福祉計画と調和を保たなければならない。

4 ×

都道府県の介護保険事業計画で定めるとされている。

5 ○

地域支援事業の見込み量を定めるものとする。



POINT

まとめ・試験にココがくるよ！

介護保険事業計画—市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業計画との違い、他福祉計画との関連性はどうなっているか。しっかりチェックしておこう